

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称
水辺文化育む空間づくり計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称
稲敷市
3. 地域再生計画の区域
稲敷市の全域
4. 地域再生計画の目標

稲敷市は、茨城県の南部、首都東京より60km圏に位置し、地域の北側には国際的なつくば研究学園都市を、南側には世界への玄関口成田を擁している。

地勢は、稲敷台地と広大な水田地帯からなり、我が国第2位の湖面積をもつ霞ヶ浦、流域河川の利根川、新利根川、小野川などの水辺環境に恵まれている。

このため、地元住民だけではなく、近県からも、ボートや釣りなどのレジャーを楽しむ観光客が多数訪れている。特に霞ヶ浦の水辺には、和田岬や妙岐の鼻など、キャンプ、バードウォッチングなどができる自然豊かな観光資源がある。それらの観光資源を活用しながら、さらなる観光人口の増加を図るため、平成16年3月に稲敷市のほか、阿見町、美浦村が共同で「霞ヶ浦南岸エリア交流空間モデルプラン」を策定し、湖の駅・ピオパーク・フィッシャーマンズハウス等の拠点施設の整備を進めることとしている。

しかしながら、近年、生活様式の高度化が進み、工場や事業所の排水、生活排水の流入による霞ヶ浦や河川の水質悪化が進んでおり、市の重要な観光資源である霞ヶ浦などの水辺環境が失われつつあり、この地域の観光振興を図るうえでも非常に大きな問題となっている。

この問題に対処するため、市では、平成元年から公共下水道・農業集落排水施設の整備を進めてきたが、平成16年度末の汚水処理人口普及率は60%と全国的に見ても低い水準にある。

このため、汚水処理施設整備をより一層促進し、霞ヶ浦や利根川などの豊かな水辺環境を保全するとともに、湖の駅など霞ヶ浦南岸における観光拠点施設の整備を進め、水辺空間を核とした人的交流の活性化による地域の再生を目指す。

〔目標〕 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を60%から63%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

水質浄化の促進を図るため、東処理区について、公共下水道の現認可区域のうち、特に要望の強い左岸地区を3年間（平成17年度～平成19年度）で整備する。あわせて、江戸崎地区及び新利根地区において、個人設置型浄化槽の設置を進める。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による

〔事業主体〕

いずれも稲敷市

〔施設の種類〕

・公共下水道、浄化槽

〔事業区域〕

・公共下水道 稲敷市東地区

・浄化槽 稲敷市江戸崎地区及び新利根地区

（ただし、この地区のうち、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域は除く）

〔事業期間〕

公共下水道 平成17年度～平成19年度

浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成19年度

〔整備量〕

・公共下水道 75～400 L=11,593m

・浄化槽（個人設置型） 48基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 東地区で1,300人、浄化槽 江戸崎及び新利根地区で140人

〔事業費〕

公共下水道 982,000 千円
（うち、交付金 491,000 千円）

浄化槽（個人設置型） 22,743 千円
（うち、交付金 7,581 千円）

合 計 1,004,743 千円
（うち、交付金 498,581 千円）

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み
該当なし

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

霞ヶ浦南岸エリア交流空間モデルプラン（平成16年3月策定）

このモデルプランは、霞ヶ浦南岸エリアにおける新しい水辺文化の創造・
享受・発信を基本テーマに、湖の駅・バイオパーク・フィッシャーメンズハウ
スなどの拠点施設を整備していくものである。

湖の駅：加工体験・地域産品販売、渡り鳥観察機能、親水・川湊機能

バイオパーク：水辺の生態系を再現した体験学習機能

フィッシャーメンズハウス：釣り客の休憩・食事、船の発着機能

6. 計画期間

平成17年度～平成19年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし